

役員報酬規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人スタンドアップ亙理（以下「当法人」という。）が支給する定款役員報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事をいう。
- (2) 報酬等とは、役員に支給される報酬、その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第2章 報 酬

(報酬等の額の算定方法)

第3条 理事の報酬額は、別表1の範囲内で、職責並びに功績等を考慮し、理事会で個別に支給額を決定する。

2. 前項前段の規定にかかわらず、国、地方公共団体、独立行政法人等の助成金対象となった事業については、助成元団体が別に定める基準に従うことができる。

第3章 支給方法

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

第4章 雑 則

(規定外事項)

第 5 条 この規定に定めていない事項については、理事会にて別に定めるものとする。

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1) 役員報酬等一覧

役員名	月額
代表理事	30,000 円～100,000 円
理事	5,000 円～30,000 円